

令和6年度

森林環境税が始まります

税には、自動車税や住民税などの「地方税」と、所得税や消費税などの「国税」の2種類があります。地方税は、主に教育や福祉、消防などの生活に欠かせない身近なものに使用され、国税は、日本で生活する上で必要な分野で幅広く使われます。

令和6年度から始まる「森林環境税」は、国内に住所のある個人に一律で年1000円課税される国税になります。

森林機能の活性・維持に向けて

森林には、国土の保全、水源の維持、地球温暖化の防止、生物多様性の保全など様々な機能があり、私たちの生活に恩恵をもたらしています。しかし、林業の担い手不足や所有者不明の土地などにより、経営管理に支障をきたし、森林機能を十分に発揮させるための適切な森林整備が課題となっています。加えて、パリ協定における温室効果ガス排出削減の目標達成に必要な財源を安定的に確保する必要性から、森林環境税が創設されました。

森林環境税と市県民税均等割の税額

現在の市県民税均等割は、市県民税・臨時特例分の合計5千円が課税されています。その内の臨時特例分が令和5年度に終了し、新規に森林環境税が導入されるため、課税額に変動はありません。

令和5年度	令和6年度
市民税+臨時特例分 3,000円+500円=3,500円	市民税 3,000円
県民税+臨時特例分 1,000円+500円=1,500円	県民税 1,000円
	森林環境税(国税) 1,000円
	市県民税均等割 (臨時特例分1000円減)

※臨時特例分：防災施策に必要な財源確保のための地方税

自治体における取組

令和元年から始まった「森林環境税与税」は、森林整備を目的に国から自治体へ譲与されます。その税を活用し、本市では令和4年度に小緑支所内のカウンターや椅子などを設置しました。

森林環境税について…
市民税課 ☎861-3328

森林環境税と税の活用について…
商工農水課 ☎951-3209

様々な生き物たちの生活を保全

雨水を地中に浸透・水の浄化

森林が持つ様々な機能

温室効果ガスの削減

CO2

法人・個人事業主のみなさま

償却資産の申告はお済みですか？

土地や家屋以外の事業用資産(償却資産)も固定資産税の課税対象となっており、償却資産は地方税法で申告が義務付けられています。忘れずに申告しましょう。

問 資産税課 ☎862-5320

申告期間 1月4日(木)～1月31日(水)

対象者 市内にあり、事業のために使用可能な資産をお持ちの方、または、市内の事業所にリースしている方(法人・個人事業主。共同住宅経営者も含む。)

申告内容 令和6年1月1日現在の資産状況(資産の種類、名称、取得年月、取得価額、耐用年数など)
※前年中に資産の増減が無い場合や、廃業した場合なども申告が必要です。

償却資産の一例

飲食店・商店・小売店
厨房設備、接客用家具、テレビ、商品陳列棚、レジスターなど

理容・美容・病院
理・美容イス、洗面台、医療器具、ベッド、応接セット、看板など

賃貸住宅・家具付マンション・事務所・有料駐車場
駐車場、外構工事(フェンス、植栽など)、屋外給排水設備、ルームエアコン、消火器、看板、監視カメラなど

詳しくは市ホームページ「償却資産申告について」をご覧ください。各種申告書様式、申告の手引がダウンロードできます。

令和6年4月から相続登記の申請が義務化されます

相続登記の申請の義務化※

※令和6年4月より前に相続した不動産も、未登記であれば義務化の対象となります。

①基本ルール
相続(遺言も含む)によって不動産を取得した相続人は、その**所有権を取得したことを知った日から3年以内**に相続登記が必要です。

②遺産分割成立後の追加的ルール
遺産分割成立後、不動産を取得した相続人は、**遺産分割が成立した日から3年以内**に、その内容を踏まえた登記が必要です。

①・②ともに、正当な理由がないのに義務に違反した場合、**10万円以下の過料の適用対象**となります。

令和6年4月1日施行

相続土地国庫帰属制度

相続または遺贈(遺言によって特定の相続人に財産の一部または全部を譲ること)によって土地の所有権を取得した相続人が、一定の要件を満たした場合に、**土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする「相続土地国庫帰属制度」**が創設されました。

令和5年4月27日施行

「被相続人の死亡を知った日」からではないから、不動産を取得したことを知らなければ3年の期間はスタートしないよ!

不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」

ほかに、令和6年4月1日から始まる新ルール

●**相続人申告登記※**

登記簿上の所有者に相続が開始したこと、および、自らが相続人であることを登記官に申し出る制度です。より簡易に相続登記の申請義務を履行することができる仕組みです。

※相続によって権利を取得したことまでは公示されないため、相続人申告登記は従来の相続登記とは全く異なるものです。

那覇地方法務局

☎(098)854-7950(代表)

相続登記について

帰属制度について

広告

自宅を「売ってもそのまま住める」資産活用法です。

8つの特徴

てるまさリースバック

売っても住むーず

軍用地等の不動産も直接買い取ります！

その①

お支払いは最短5営業日です

その②

売却後もそのまま住めます

その③

買戻し(再購入)も可能です

その④

資金の使いみちは自由です

その⑤

住宅ローンが残っていても大丈夫です

その⑥

年齢や同居人の制約はありません

その⑦

固定資産税などが不要です

その⑧

相続対策になります

査定無料！お問い合わせはこちら

てるまさリース

TEL.098-943-4355

那覇市泉崎1丁目12番15号

平日9:00～17:00(土曜日・日曜日・祝日・年末年始はお休み)

スマホからは

「広報なほ市民の友」への広告を募集中。問い合わせ先 (株)ウィット ☎072-668-3275